

【発行】八王子自治研究センター 〒192-0051 八王子市元本郷町3-17-15 ハマナカビル2階
TEL・FAX 042-626-7714 E-mail : jichiken@blue.ocn.ne.jp

【発行人】辻山 幸宣 【責任者】中西 満



共助のまちづくりで 新たな公共サービスの構築を

八王子自治研究センター 副理事長 藤岡 一昭

昨年の震災と原発事故はこれまでの日本社会の在り方や自然とのかかわり、人々の価値観を大きく変えるものとして突きつけられました。

とくに原発事故に直面し、あらためて原子力エネルギーが人間の力では制御できないことを、大きな痛みを持って知らされました。「あらためて」という意味は、広島と長崎の原爆被害、1954年のビキニ環礁での米水爆実験で被曝した第5福竜丸など、日本は原子力で大変な苦しみを受けてきた歴史があるからです。戦争であっても、暮らしや経済のエネルギー問題であっても、原子力つまり核分裂エネルギーの本質は変わりません。

私たちは、核兵器も原発もすべての核から決別した社会を目指したいと考えております。

私たちは、地方自治こそ民主主義国家の根幹と考えています。

昨年八王子自治研究センターでは、八王子における高齢者介護や子育て支援、再生エネルギーに関する地域シンポジウムを開催しました。

また福祉と医療、環境政策、地域の雇用問題などの取り組みも進めてきました。そしてこのことをつうじて、「共助の街づくり」というメッセージを発信してきました。

これまで共助という言葉は、自助と公助の中間的なものとして使われることが一般的でしたが、そうした平面的な意味ではなく、市民も自治体や議会も、あるいは企業や労働組合もそれぞれの立場でかかわりながら街づくりを進めていく。つま



り、税金を払って街づくりを自治体と議会に丸投げするのではなく、自治体の役割や公共の概念を再構築しながら円卓的に街づくりを進めていく。そしてそのために必要な情報や議論の場を自治研究センターがつくる。…と言う意味での「共助の街づくり」を進めてきました。そして本年は、こうした取り組みの先に、日本社会の在り方や自然とのかかわり、文化や歴史、人々の価値観について考え、語り合う場をつくっていきたいと考えております。

自治体や議会、企業や労働組合も地域社会があって始めて成り立ちます。この当たり前の事実に戻り、民主的な社会、人々を大切にする地域、そして「共助の街づくり」に向けた活動をさらに進めることを申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

どうなる介護保険 どうする地域ケア 八王子市の第5期 介護事業計画を考える



国は「給付の重点化・効率化」 訪問系や軽度者支援の抑制

八王子市は2012年度から2014年度までの3カ年の高齢者計画及び第5期介護事業計画の素案をまとめ、1月16日までパブリックコメントの募集を行いました。

市の計画策定の前提となる国の介護保険制度改革では、「地域ケアの充実」を最重要課題として位置づけており、国の12年度予算案では、介護報酬1.2%増の改定となりました。

しかし具体的な報酬改定作業では、「給付の重点化・効率化」の名の下に、軽度の要介護者への給付や訪問系サービスの報酬引き下げなど、高齢者の在宅生活を支える基本的サービスの見直しが行われようとしています。



地域ケアの拡充に向け 「高齢者支援市民の集い」開催

八王子自治研究センターは、去る11月13日、八王子労政会館で「高齢者支援・共助のまちづくりを考える市民の集い」を開催し、「地域・在宅生活を支える医療・介護・福祉の連携について」をテーマにパネルディスカッションを行いました。

集いには、八王子市副市長の岡部さん、市民活動協議会理事長の石井さんからそれぞれ地域におけるネットワークづくりの重要性に触れたご挨拶がありました。

パネルディスカッションは、①在宅医療の視点から



▲自治研センターでの学習会（講師は健康福祉部の石黒さん）

数井クリニック院長の数井さん、②地域包括の現場から地域包括支援センター高尾の相談員の齊藤さん、③訪問介護の立場からはケアサポートふれんず代表の小原さん、④行政の立場からは八王子市健康福祉部主幹の石黒さん、コーディネーターは、八王子自治研究センターの藤岡さんにより行われました。パネルでは、それぞれの仕事での経験をもとに、福祉と医療の連携やネットワークづくりの重要性、地域包括ケアに向けた八王子市の取り組み等について現状や課題について討論が行われました。

また「集い」に参加いただいた市民の皆さんにも、「八王子市の高齢者支援策や介護保険運営の中で、どのような施策が必要と思っているのか」のアンケート調査を行いました。（アンケート結果は4面に）



「地域包括ケア」の中核組織 地域包括支援センターは3ヶ所増設

今日、孤独死問題や無縁社会報道などにより、地域社会での見守りや声掛け、様々な日常的な支援のネットワークの要として、「地域包括支援センター」への期待が強まっています。

一昨年自治研究センターが実施した地域包括支援センターへのアンケート調査では、地域包括の職員が最も重視している業務は、「家族支援を含めた総合相談」や「認知症及び孤独死対策などの見守り活動」、「行政との連携」であることが明らかになりました。しかし、現状では限られた人員・予算の中で介護予防プランの作成に追われ、十分な活動が出来ないことも明らかになっています。

八王子市は第5期介護事業計画で、地域包括支援センターを3ヶ所増設し、15ヶ所のセンターで地域支援事業を展開していくことを決定しています。施設の増設とあわせ、財政的な支援とともに行政との連携の強化が必須の課題となっています。



「誰もが地域の中で安心して暮らしていけるまちづくり」を進めるために

八王子市の第5期介護事業計画は、パブリックコメントや国の介護報酬決定を踏まえて議会での審議と合わせて決定されます。

「誰もが地域の中で安心して暮らしていけるまちづくり」を進めていくため、現在策定中の「第5期介護事業計画」はたいへん重要な意味を持っています。介護関係者だけでなく、より多くの市民の皆さんが積極的に市の計画案を読み、意見を出していくことが大切です。

定期総会
記念講演

「地方主権3法、その論点と自治体の対応」 どこへ行く「地域主権改革」？

自治研究センター12月3日の定期総会終了後、中央大学大学院教授の辻山幸宣さん（八王子自治研究センター理事長）を講師に、「地方主権三法、その論点と自治体の対応」をテーマとした記念講演を行いました。

講演は、(1) 昨年4月28日に成立した、国の義務付け・枠付けの見直し等を目的とした地方自治法等を改正する「地域主権3法」（第1次一括法）の概要と問題点について、(2) その後8月26日に成立した都道府県から基礎自治体への権限移譲を内容とした「地域主権関連法」（第2次一括法）の概要と問題点、を中心に行われました。

「自治事務」とは何か？ 今でも1万以上の国の立法関与

講演では、2000年の「機関委任事務の廃止」以降の地方分権改革の流れを検証しつつ基本的な論点や課題について説明がありました。

辻山氏は「第1次一括法」の説明の中で、そもそも2000年の「機関委任事務の廃止」に伴う「法定受託事務」と「自治事務」との区分以降今日まで「自治事務」でありながら実は1万以上の「義務付けや枠付け」などの国の政・省令等による立法関与が残されていたことを指摘し、「自治事務とは何か」を問うてこなかった、自治体や市民運動側の問題点を指摘しました。

かつて、公害規制では「国の基準では、住民の苦難を救えない」と自治体が判断し独自の基準を定め、国も全国的な広がりの中で、それを認めざるを得なかった歴史的経過につて触れ、その後、自治体は独自の基準を作らず、ほぼ完璧に国の基準に従ってきている。その理由は、独自の基準を作るためのニーズを掘り起こす運動ができてこなかったせいなのか、基準そのものに合理性があるからなのか、検証が必要と指摘。

そのうえで、今後の自治事務の「義務付けや枠付けの見直し」による自治体の基準づくりについて、現在の政省令の基準に、①「従う」事項、②「標準とする」事項、③「参酌する」事項と3区分された点についての、自治体や市民運動の課題について触れました。

「保育所の居室面積」の基準については、「標準とすべき基準」に区分されましたが、「厚生労働大臣の告示する市町村は3年間、従うべき基準とする」措置がと

王子自治研究センター総会



▲地域主権改革について講演する辻山理事長

られました。

このことは、保育におけるナショナルミニマムと自治体の自主性・自由度のぶつかり合いですが、「保育の質」について明確な基準を市長会等が示さない中では、「標準」が「低くする自由」につながるものが危惧されたからです。そのことは、この間、自治事務への国の立法関与を検証せず、自治体の自主性による独自の基準を作ってこれなかった自治体や市民運動への危惧でもありました。

事務事業の一律移譲で 問われる市民自治の力量

第二次一括法は、義務付け・枠付けの更なる見直しとともに、介護保険や障害者福祉を含めた47の法律改正により、従来都道府県の権限とされていた事務を一律に市町村に移譲するものです。これにより、障害者に対する相談・援助や未熟児の訪問指導、薬局の開設許可等、多くの市民生活に直結する事業が、市町村に移譲されます。従来の「事務処理特例」による県と市町村の協議による地域事情を踏まえた弾力的移譲ではなく、法律により一律に移譲されることであり、その施行時期は2012年度（平成24年4月1日）とされています。市区町村にとっては、地域の自主性を否定された「新たな義務付け」による事務移譲となりました。

今後自治体が、「地域主権」の表現が削られた一連の分権改革関連法の施行によって、地域の実情を踏まえて市民福祉の水準をどのような「基準・枠組み」で確保していくのか、自治体行政や立法府だけではなく、市民自治を目指す運動体の課題でもあります。

誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりをめざして ～八王子自治研究センターの総会開催～

八王子自治研究センターは、さる12月3日、定期総会を開催し、1年間の活動の総括と新たな研究活動の計画と新たな役員体制を決定しました。

活動計画は「誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり」を基本目標に、具体的に①高齢者支援・介護保険改善、②子ども・家庭支援、③環境政策と福祉・教育との連携、④公共サービスの拡充と公契約条例、の4点を重点研究テーマとして取り組んでいくことを確認しました。今後この重点テーマを中心に、政策現場の実態調査、定期的な学習会・市民講座等を行っていきます。

<今年の学習会の予定>

- 1月 介護事業計画案
- 2月 子ども・家庭支援
- 3月 24年度予算案
- 5月 障害福祉施策
- 6月 新基本構想
- 7月 公契約条例
- 9月 環境政策と福祉の連携
- 10月 高齢者支援・市民の集い
- 11月 地域主権改革

市民講座へのお誘い 「子どもたちを支える仕組み」を考えるパネルディスカッションを開催

八王子自治研究センターは、「子どもたちが地域で安心して暮らしていける仕組みづくり」を基本テーマに調査・研究活動を行ってきましたが、2月26日（日）に「子どもの育ちを支える仕組みを考える」をテーマにパネルディスカッションを開催します。



パネラーには、子ども家庭支援センターの中島功さん、都の里親支援機関里親委託等推進員の大神田さん、高尾山学園の立ち上げにかかわった永井さんの3人に、コーディネーターは、子ども教育宝仙大学の前田さんです。それぞれの事業を通じて子どもの育ちを支えるためのさまざまな取り組みを報告していただき、八王子市における「子どもの育ちを支える仕組み」について参加者の皆さんとともに考えます。

- 【と き】 2月26日（日）13時30分～16時30分
- 【と ころ】 学園都市センター12階 第1セミナー室
- 【参 加】 参加費無料、先着60人です



「集い」参加者の皆さんの意見は

Q. 地域で安心して暮らすために何が重要とありますか

A	下欄から重要と思われる項目を2つチェックして下さい
32	身近に相談できる場所の整備・増設
28	日常的な定期的な見守りや声掛けの仕組み
17	特別養護老人ホーム（介護保険施設）の増設
16	訪問介護サービスの拡充（回数、時間）
15	訪問医療・看護の充実
13	介護サービスの利用料負担の軽減
11	高齢者の一時宿泊（ショートステイ）施設の増設
11	公共の高齢者住宅の整備・増設
8	デイサービス・リハビリ施設の拡充（回数、時間）
8	健康状態や身体機能の維持・向上のための事業
5	サークル・ボランティア活動などの生きがい施策の充実
3	移動支援充実、市民の意識教育、生きがい施策拡充



【回答総数】 71人
(男性36人、女性31人、不明4人)